

第5回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成26年11月11日(火) 午後2時00分～午後4時53分
- 会 場 村上市勤労者総合福祉センター
- 出席者 行政改革推進委員会委員 9名 欠席 1名
総務課長、総務課参事、人事管理室員2名
環境課長、環境課新エネルギー推進室長
農林水産課長、農林水産課農業振興室員3名

(午後2:00開会)

1 開 会

2 会長挨拶

会長

本日、ご参集していただき誠にありがとうございます。

この会は早くも5回目となりました。皆様11月のお忙しい中を時間を割いていただき誠にありがとうございます。

この会は村上市の行政をより良いものにするためお集まりいただいているものですので、皆様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。

今回は、前回選定した事務事業の諮問と担当課による説明があります。

短い時間ではありますが、スムーズに会議が進行できますように皆様のご協力をお願いします。

3 諮 問

- ・ 村上市行政評価制度試行における事務事業の評価について

市から「村上市行政評価制度試行における事務事業の評価について」を諮問

4 議 事

(1) 行政評価制度の実施(試行)

① 行政評価制度の試行について【資料No.1】

「行政評価制度の試行について【資料No.1】」を事務局が説明。

会長

ただいまの事務局の説明についてご質問はございますでしょうか。

(なし)

② 担当課事業説明

- ・ 有害鳥獣対策経費【担当課:農林水産課】

(農林水産課入室)

会長

それでは、有害鳥獣対策経費について担当課である農林水産課からご説明をお願いします。

「有害鳥獣対策経費」について農林水産課から説明

会長

ただいま担当課からのご説明について質問等ございますでしょうか。

委員

イノシシ、クマによる被害は多いのでしょうか。

農林水産課長

今年は、クマによる人身被害が2件ありました。

1件目は、臥牛山に出没していたものが神林地区のお幕場森林公園に移動し、そこで公園利用者を襲うという被害がありました。この件については、被害が拡大する恐れがありましたので、猟友会の協力により駆除いたしました。

2件目は、クマとは断定出来ませんが、神林地区の神林水辺の楽校付近で大型動物による死亡被害があり、猟友会及び職員によるパトロールと近隣の山に罠の設置等を行い、駆除を行いました。

クマは人を襲う危険がありますので、早急に対応し、今年度は12頭ほど駆除しております。

委員

クマによる被害は、県内でも村上市は多いと思いますが、それは市の面積も関係あるのでしょうか。

農林水産課長

やはり、被害の多いところは朝日地区、山北地区となっております。

山北地区は、大毎、北中、山熊田周辺が多く、朝日地区は三面川沿いに出没しておりますが、山付近でない平地でも出没が確認されております。

委員

村上地区の下渡、羽下ヶ淵周辺でもありましたでしょうか。

農業振興室員

下渡大橋の河川にて目撃情報があり、猟友会に協力のもとにパトロールを実施いたしました。

羽下ヶ淵でも、数件の目撃情報があり、その都度、猟友会と確認協力のもと、1頭駆除いたしました。

農林水産課長

羽下ヶ淵では、道路での目撃情報があり、学生の通学路にもなっていることから早急に処理いたしました。

委員

荒川総合運動公園でも出没情報がありました。クマの生態に詳しい方からのお話ですとクマは藪をか

き分けて移動するため藪がなければ近づかないということでしたが、藪を除去する経費はこの事業では計上されていないのでしょうか。

農林水産課長

国で森林・山村多面的機能発揮対策交付金というのがあり、地域住民が中心となって実施する地域森林の保全管理の取り組みに対して補助する事業で、下渡、寺尾集落ではこの事業を活用した藪等の除去を打診しております。

農業振興室員

朝日地区の一部ではこの事業を活用し、竹を切って粉状にしたり、地域で藪の除去した実績があります。

委員

この事業を利用するにあたりどういった基準があるのでしょうか。

農林水産課

整備するにあたり、組織を設立していただき、申請していただくこととなります。

会長

サル・クマ・イノシシ等が市に何頭程度生息しているのか把握しているのでしょうか。

農林水産課長

面積が広大であり把握仕切れておりません。

会長

サルは相当数生息していると思われ、このまま放置すると被害が拡大すると思われませんが、計画的な駆除は考えているのでしょうか。

農業振興室員

現在350頭の捕獲を目指しており、県の有害鳥獣捕獲緊急事業を活用し、猟友会に依頼して捕獲を行っております。

シートの活動指標にあるニホンザルの捕獲の目標値は、市の計画に基づいた数値であり、実績値は9月末の数値です。現時点では200頭ほどの実績となっており、今年度は目標値程度の捕獲が見込まれると考えております。

再来年度まで県による有害鳥獣捕獲緊急事業がありますので、これを活用しながら捕獲を目指していきたいと考えております。

農林水産課長

村上市鳥獣被害防止計画に基づきニホンザルの捕獲実施、ツキノワグマについては必要最小限の駆除を県の許可を得ながら実施しております。

会長

猟友会の会員も減少しており、ニホンザルの捕獲は情動的な理由によりなかなか出来ないということ

を猟友会の方に聞いたことがあり、人間の心理的な部分も含めこの事業は大変と思います。

昔と違い人間が檻の中に入って農作物を作っている現状ですので、先ほど委員が言われた藪を除去し緩衝帯を推進し、有害鳥獣が人里へ近づかないようにする事業を年次的に計画した方がいいと考えます。

また、カワウによる被害が増えているという話もお伺いしましたが、増えているのでしょうか。

農林水産課長

絶滅が危惧されていた時期がありましたが、近年増加しております。

県において駆除の許可が出ましたが、人がいる河川での駆除となり、難航しております。

現在大学の准教授に指導を受けており、三面ダムの上流にカワウの巣があり、その卵をドライアイスで凍結させる方法が有効とのことでした。

会長

昔はイノシシが生息していなかったと思いますが、荒川地区で目撃情報がありましたので市内に生息していると思われませんが、どのくらいの頭数があるのか把握しているのでしょうか。

農業振興室員

県の情報では上越及び中越地方が多い状況です。下越地方では、猟友会から山北地区、荒川地区で目撃したとの情報は得ていますが、直接の農作物被害、人身被害は確認されておられません。

ただ、福島県では原発被害で猟友会でのイノシシ駆除が少なくなったことにより、福島県方面から阿賀町等に移動しているようで、今後さらに北上することも懸念されますので県の指導を仰ぎながら対策を講じたいと考えております。

会長

猟友会の会員は何人いるのでしょうか。

農業振興室員

年々少なくなっており、関川村を除いた村上支部としては130人程度となっております。

農林水産課長

その対策として有害鳥獣捕獲担い手確保事業として補助する制度があり、市報等で周知に努めていますが、なかなか担い手がおりません。

委員

周りの集落でニホンザルの対策として電気柵を設置したことにより、設置していない集落へ出てくるようになりました。

最近説明会を開催していただきましたが、畑を耕作しているのは高齢者であり、電気柵を設置するぐらいなら耕作を放棄する傾向があります。

電気柵設置に対する補助の要件は、3戸以上が集まり電気柵を設置したものであり、この状況だと設置を希望しても個人では要件を満たすことは困難となっております。

よって、比較的若年者で組織されている農家組合単位で行う設置事業に補助をして農家組合にその対策をしてもらうようにすることを考えていただきたい。

農林水産課長

補助の仕方について今後検討いたします。

委員

電気柵の耐用年数は何年でしょうか。

農業振興室員

5年程度です。電圧は1万ボルト程度でこの電気柵で人及びニホンザルが死亡したという報告はありません。

委員

広大な面積である当市に全て電気柵を設置することは困難であり、間が空くとその地域に被害が拡大することになりますので難しいところです。

農林水産課長

やはり対策としては藪を除去し緩衝帯を作ることが大切だと考えます。

会長

ニホンザルが集団を作る頭数はどのくらいなのでしょう。

農業振興室員

一群れ約50頭前後であり、県の情報では村上市には20群程度いると推測されています。

群れ全てを駆除すると他の群れが来てしまいますので、群れはあっても個体管理と合わせ緩衝帯を設置した方がいいと考えます。

委員

先ほど話のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金は面積要件があり、小規模な緩衝帯設置には活用できない事業と思いますが、これについては研究されているのでしょうか。

農林水産課長

面積要件がありますので要件を満たすよう面積に合わせて実施するように指導しております。

委員

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は国の制度ですが、市独自で補助をする考えはありますか。

農林水産課長

国の制度がありますのでそれを活用していきたいと思えます。

委員

緩衝帯を設置するには地権者の同意が必要であり、長く緩衝帯を設置する場合は多くの同意が必要になり、全ての同意を得ることは非常に困難となります。

農林水産課長

集落のことですので集落全体での協力体制を構築して行うことが必要だと思います。

委員

いくら電気柵を設置してもニホンザルの絶対数が少なくなると被害の減少にはならないと考えます。

農林水産課長

下越地区で50から60群がおり、2,500から3,200頭が生息していると言われており、生態の変化から出産周期も短くなっているため、計画的な駆除をおこなっても絶対数の減少は難しい状況です。

近隣の市ではニホンザルを山から出さないように山裾に電気柵を長距離設置しましたが、設置していない箇所から人里へ出没するようになったと聞いています。

会長

ニホンザルは緩衝帯を作っても獲物を見つけると人里へ出てくると聞いたことがあります。

農林水産課長

おっしゃるとおりであり、現場を回り、収穫しない柿の木の除去等、獲物をなくすことを指導しておりますが、認識の違いなどにより除去されず、うまくいかない場合がよくあります。

委員

住民を交えたワークショップを行っていますが、住民の意識、反応はどうでしょうか。

農業振興室員

今年度から行っていますが、有害鳥獣による被害が集落であることを知っている人と知らない人との問題意識共有、向上に繋がったと思います。

今後も継続的にワークショップを開き、問題意識を共有することにより対策を講じた成果を踏まえて、確認及び更なる支援等を行い、一丸となって取り組んでいく予定です。

委員

現在2集落でワークショップ行っていますが、今後対象を拡大していく意向なのでしょうか。

農業振興室員

今年度は、村上地区、朝日地区各1集落で行い、非常に良い取り組みだったと実施した集落でも好評を得ていますので、他の地区にも拡充して実施したいと考えております。

委員

事業コストについて平成26年度当初予算額より見込みが増えていますがこの要因は何でしょうか。

農業振興室員

緊急的な電気柵設置の要望に伴い、有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金を増額したものです。

委員

電気柵設置の要望が多いということでしょうか。

農業振興室員

そのとおりです。

委員

電気柵設置の要望が多いというのであれば、課で協議し、重点的事業として当初予算をしっかりと組んで実行した方がよいと思います。

農林水産課長

現在来年度に向けた要望調査を行っています。今回の増額については、当初、要望がなかったものですが緊急に要望があり、協議して認めたものです。

委員

畑については電気柵で対応していますが、畑だけではなく田にもニホンザルは入り被害がある箇所もあります。田にも対応できる取り組みはあるのでしょうか。

農林水産課長

田で、はねたり、かき分けたりしているという情報を得ています。

現在は、畑を限定して実施していますが、被害状況を見ながら対策を検討していきたいと考えております。

委員

今の説明及び方向性について賛成します。しっかりとした予算を編成し、実行していただきたいと思えます。

畑だけでなく田にも被害が拡大している状況であるため、これが耕作放棄に繋がり負の連鎖となっています。

また、頭数も増えていることから、絶対数を減らすため駆除をしないと被害が拡大してしまいます。

現在、通年で駆除の許可を出している有害鳥獣以外にも害を及ぼす有害鳥獣は種類を指定して年間を通して駆除出来るような体制をとっていただきたい。

そして、猟友会の会員も年々減少していることから人員の年間目標を設定し、確保に努めていただきたい。

委員

成果指標の農作物被害額については、個人的な被害は申告しないケースが往々にあり、実態に表れていないと思いますので、この数値より実際は多くなっていると思います。

数値の確認方法を検討した方がよいと思います。

農林水産課長

各農家組合に確認した数値となっていますが、次回調査時には再度確認し、指導を行います。

委員

捕獲及び駆除したことによる意見等はどのくらいあったのでしょうか。

農林水産課長

さまざまな意見が寄せられました。

会長

説明ありがとうございました。

(農林水産課退室)

<評価協議>

評価項目	評価基準	理 由
ニーズ	5	有害鳥獣による農作物被害が多くなっており、高齢化により農作物自衛も困難な状態であるため、被害が拡大していくことが考えられる。 また、農作物に限らない人的被害の恐れも強くなってきている。
公共性	4	農作物被害は、特に高齢者の耕作意欲を低下させ、耕作放棄に繋がるものであり、広域的な有害鳥獣への個人の自衛にも限度があるため行政が地域及び猟友会等と連携し行う事業と考える。
達成度	2	依然としてかなりの被害があるため改善が必要と考える。
貢献度	4	有害鳥獣の捕獲、電気柵の設置等目標値を上回っており、緊急度の高い要望にも対応を行っている。
効率性	4	広大な市域からすると妥当なコストと考える。

(休憩)

- ・ 新エネルギー推進事業【担当課：環境課】

(環境課入室)

会長

会議を再開いたします。次に新エネルギー推進事業について担当課である環境課から説明をお願いします。

「新エネルギー推進事業」について環境課から説明。

会長

ただいま担当課からのご説明について質問等ございますでしょうか。

委員

今年度の木質バイオマスストーブ設置に対する補助数が半数になる見込みですが、薪ストーブとペレ

ットストーブの割合はどの程度でしょうか。

また、村上市新エネルギー推進ビジョンにおいて公共施設への計画的導入が記載されていますが、公共施設への導入についてはどのように実施しているのでしょうか。

環境課長

ペレットストーブは後方の排気口を外部に出すだけですので比較的簡易に設置でき、費用も抑えられますが、燃料のペレットを買う必要があり、薪ストーブは箇所によって設置費用が多額になる場合がありますが、燃料の薪を費用をかけずに調達できるので割合は、おおむね半々程度となっております。

公共施設については、山北支所にペレットを燃料とした冷温水発生機による空調を設置し、エアコンと併用して利用しております。

朝日支所でペレットの空調設備を導入する計画がありましたが、庁舎の構造上、維持コストが高くなってしまうことから導入の検討が行えていない状況です。

新エネルギー推進室長

公立学校で昨年度1機、今年度に1機導入されました。

委員

市内における電気自動車の普及台数は把握しているのでしょうか。

新エネルギー推進室長

平成26年3月末で電気自動車は県内で709台、うち市内12台、PHV車は県内で436台、うち市内6台です。

環境課長

電気自動車充電スタンドの設置については、自動車普及によるCO2削減が目的ですが、市民だけではなく、観光客等の市外者をも対象としたものであり、スタンドがあることにより、電気自動車を保有する観光客の増加にも繋がる取り組みであります。

現在設置されているスタンドの利用者は半分以上が他県の人です。

委員

電気自動車充電スタンドの設置費用は一基当たりどのくらいでしょうか。

環境課長

急速充電スタンドで約400万円、普通充電スタンドで約200万円程度です。

急速充電スタンドは、設置費も高額ですが維持費も高額となっております。

委員

設置費、維持費が高額でありホテル等の民間ではなかなか設置出来ないのも、行政が主導して設置しているという考えによるもののでしょうか。

新エネルギー推進室長

そのとおりです。

委員

ホテル等、民間で電気スタンドを設置を希望する場合には市は補助をすることは考えているのでしょうか。

環境課長

国を通じた財団の補助制度があり、こちらを利用して設置することになります。

委員

募集期間が終了している住宅用太陽光発電システム設置に対する補助数は、見込みとなっていますが、実質は実績となる数値なのでしょうか。

新エネルギー推進室長

諸事情により応募を取下げする方もいますので、まだ実績として確定した数値ではありません。

委員

諸事情により取下げされる理由は、電力会社による売電の規制があるのでしょうか。

環境課長

一般住宅は売電規制の対象外となっており、来年度以降も通常どおり買い取りを実施するとのことです。

委員

売電単価は下がっているのでしょうか。

環境課長

当初単価42円でしたが、今年度は36円となっております。ただし、設置費も安値になっておりますので概ね10年で元がとれる計算となっております。

委員

売電は契約時により単価が決まるのでしょうか。

環境課長

そのとおりです。単価42円で契約したものは契約期間中は同額の単価で売電を行いますし、36円で契約したものは契約期間中は36円の単価での売電となります。

委員

そうすると太陽光発電システム設置に対する補助に対するニーズは低くなることは考えられないと思います。

環境課長

ただ、設置費は200万円程度と高額なため、当方で推進しても難しいところはあります。

委員

木質バイオマスストーブ設置に対する補助は、目標に達成していないのでニーズも低いと考えますし、ペレットストーブは電気も使用するのでCO₂の削減にはつながらないと思います。

また、薪ストーブも同様にCO₂を排出していますので、削減にはつながらないと考えますが、担当課の考えをお伺いします。

環境課長

薪ストーブは、当然CO₂が発生しますが、燃料である薪の基である木はCO₂を吸収しておりますので設置によるCO₂はプラスマイナスゼロという考えで実施しております。

委員

ニーズの少なくなっている木質バイオマスストーブ設置に対する補助と今だニーズの高い太陽光発電システム設置に対する補助の比較配分を検討し、取り組んでいただきたい。

また、電気自動車用充電スタンドの急速充電器の電気料が年間50万から60万円かかるとのことですが、この電気料は誰が支払っているのでしょうか。

環境課長

設置している施設管理者が支払っていますが、その分市が補填します。

委員

充電スタンドの電気料は市の財源から支出しているので、なにか矛盾していると思います。電気自動車用充電スタンド利用者から徴収するという考えはないのでしょうか。

環境課長

いずれは検討する必要がありますが、現在は始めたばかりですので徴収することは考えておりません。大手企業での利用者から料金徴収を始める旨の情報もありますし、いずれかの段階で使用料を徴収することになると思いますが、現段階では電気自動車の普及を目標にしていますので使用料の徴収は考えておりません。

委員

設置に対して国から補助があるそうですが電気料に対する補助はあるのでしょうか。

環境課長

ありません。

委員

市内に12台しか電気自動車がない状況で考えると、電気料は市の大きな支出になると思います。

環境課長

市内所有者は、自宅で充電できるのでわざわざ充電スタンドを利用することは少ないと思います。充電スタンドを利用する方は市外から来られた方になります。

委員

その電気料部分が市民に還元されるわけではないのでおかしいと感じます。

環境課長

おっしゃるとおりですが、統計はしておりませんが市外の利用者は観光、飲食等で何らかのかたちでお金を落とし、その部分で市民に還元される部分があると考えます。

委員

今年度に荒川支所に急速充電スタンド及びイヨボヤ会館に普通充電スタンドを設置するとのことですが種別を分けた理由は何でしょうか。

環境課長

今年度に急速充電器、普通充電器を各1基を計画しており、来年度は山北地区に1基の設置を計画しております。

市としての設置は山北地区で終了となります。

委員

わざわざ燃料をゼロにしてから利用する方はいないと思うので、全て普通充電器で賄えるのではないかと思いますし、反面、全て急速充電器にした方が利用率は上がると思います。担当課の考えはどうでしょうか。

環境課長

設置、維持コストのことで一部PHV車が急速充電器を利用できないことを踏まえて分けて設置いたしました。

充電スタンドの利用時間は1時間を上限としており、普通充電でも約13%は充電できるので1時間でできる分だけ充電し、次の充電スタンドを利用しながら移動していただくことを考えております。

委員

1時間を上限とした利用となっているとのことですが、どのような方法で利用時間の遵守をいただいているのでしょうか。

環境課長

方法については、その設置施設の管理者にお任せしておりますし、受付時に携帯電話番号を記入の上、充電スタンドの鍵を渡して利用していただいておりますので、時間がくれば連絡をとりながらお知らせをしております。

会長

観光客の利用も考えているのであれば、観光施設でもあるイヨボヤ会館の方に急速充電器を設置した方がいいと考えますので検討していただきたいと思います。

会長

岩船沖洋上風力発電について住民説明会があったとのことですが、メリットだけの説明で低周波の影響等、デメリットの説明がなされなかったとの話を聞きましたが、今後にあたり更に住民に対する説明

をなされていくものでしょうか。

環境課長

今後シンポジウム等の開催と地元紙での対談形式の掲載等を考えております。

なお、低周波については近隣の山形県酒田市で15基の風力発電機が設置されており、そのうち1機が300メートル以内に住宅がありますので、酒田市にお伺いしたところ低周波についての苦情等は特段無かったとのことですし、風力発電機を設置している会社にも伺ったところでも苦情等は無かったとのことでした。

また、新潟県で設置している紫雲寺地区についても確認しましたが低周波に関する苦情等はなく、自分たちも低周波は出ているのかもしれないが感じていないとの回答でした。

よって、低周波による影響は無いとは断言できませんが、調査した中では低周波の影響は無いということでした。

また、それらも配慮いたしまして陸から2キロメートル以上離れた箇所に設置することを計画しております。

会長

今後、住民に対する説明をしっかりと行い、諸問題が解決できていけば良いものと思います。

会長

風力発電機は気候、地震にも対応したものを設置するのでしょうか。

環境課長

1基概ね30億円程かかるものですので事業者としてもしっかりしたものを設置すると思います。

胎内市の国道113号から見える岩船沖ガス田がありますが、これは沖合から3.5キロメートルです。このガス田と同程度の位置に設置されるとイメージしていただければと思っております。

また、岩船沖洋上風力発電の導入についての研究結果に記載されていますが、推進はするが記載されている6項目に限らず、あらゆるものに配慮しながら進めるべきとのことですので、これらのことについては事業者と関係団体が話し合いをしながら実施していくこととなります。

そして、市としても市民に対して低周波の影響、景観に関すること等の情報を発信して理解を深める取り組みを実施したいと考えます。

あと、住民に対する説明会の機会が少ないとのご意見をいただいておりますが、当課の考えとして、まず第一に、その海で生計を立てている漁業関係者の同意が必要と考え、説明し概ね同意を得ています。

次に、その海を毎日のように見ている周辺住民の理解が無いと事業が先に進まないと考え、理解を得ることを優先させていただき、それ以外の住民に対する説明が遅くなっているものです。

当課の手法として一番影響のある方々からご理解をいただくことから始めておりましたので、これからその他の市民に対してご理解を得るようなに取り組んでいくことを考えております。

会長

太陽光発電システム設置に対する補助は、応募して取り下げをした方々がいるとのことですが、この分の再募集は行わないのでしょうか。

環境課長

昨年も同様でしたが、冬の近いこの時期に再募集をかけても工事が出来ないことが想定されますので

再募集は行わないこととしております。

また、先ほど木質バイオマスストーブ設置に対する補助との比較検討することについてお話がありましたが、途中での組み替えは比重、見込み等調整が困難ですので当初予算編成時において比重等検討したものといたします。

委員

洋上風力発電設置について漁業関係者等との調整を行ったということですが、漁業関係者の感触はどうでしたか。

環境課長

漁業関係者は当初からご理解をいただいております、先月に最終確認をしたところ漁業組合として了承をさせていただきました。

委員

設置数はどのくらいを計画しているのでしょうか。

環境課長

40から50基を想定しておりますし、この程度を設置しないと事業者としても採算が取れなくなります。

委員

洋上風力発電の設置、維持管理に当たり、市からの補助をするなどは考えているのでしょうか。

環境課長

事業そのものについての補助は考えておりません。

当市としては、洋上風力発電を設置して新エネルギーを生み出すだけが目的ではなく、その発電設備にかかる部品工場、メンテナンス事業所等、事業所新設にかかる産業、雇用の創設を最終目標に掲げております。

会長

時間が過ぎましたのでこれで質疑を終了します。説明ありがとうございました。

(環境課退室)

<評価協議>

評価項目	評価基準	理 由
ニーズ	4	太陽光発電システム設置に対するニーズは依然と高いが、木質バイオマスストーブ設置に対しては低下している。ただし、新エネルギー全体としては依然とニーズは高いと考える。
公共性	4	太陽光発電システム及び木質バイオマスストーブ設置に対する補助は行政が行うものであり、電気自動車用充電スタンドの設置についても民間で行うには高額のため、事業を推進するにあたっては行政が担うべきと考える。
達成度	2	太陽光発電システム設置に対する補助は目標以上であり、電気自動車用充電スタンドも計画どおり行っている。 ただし、木質バイオマスストーブ設置に対する補助については、目標に達していない。
貢献度	4	太陽光発電システムについては成果をあげている。 市民の電気自動車の普及率が低く、電気自動車用充電スタンドの利用も少ないが、市外の利用者数が多くあることで成果はあげていると考える。
効率性	4	太陽光発電システム及び木質バイオマスストーブ設置に対する補助は、事業に見合うものとする。 電気自動車用充電スタンドについては設置、維持費用は高額であり、市民の電気自動車普及数及び利用者数だけを考えればコストに見合うものではない。

5 次回の日程について

日 時：平成26年11月20日（木） 9：30 ～
会 場：村上市教育情報センター 多目的研修ルーム

会長代行

長時間にわたる協議お疲れ様でした。事務局にお願いしますが、質疑等の時間が短くなることにより各委員の意見等が多く反映できませんので、担当課の説明については時間厳守していただきたいと思います。

本日はお疲れ様でした。

6 閉 会

(午後4：53 閉会)

以上、第5回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成26年12月19日

会 長 松 本 豊 印